

英国特許庁が優先審査適用の要件を緩和する

2012年08月06日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

2010年5月28日に、UKIPOは、PCT出願の英国国内段階移行出願に対して優先審査を行うという”Fast Track scheme for UK national phase applications derived from international patent applications”を導入しました。

positive Written Opinion (WO-ISA) 又は International Preliminary Report on Patentability (IPRP) on **all claims**を受領した場合に限って優先審査を受けることができました。

このたび、優先審査適用の条件が緩和されました。これによれば、2012年6月8日以降、IPRP 又は WO-ISA がfully positive でなくとも、PCT出願の英国国内段階移行出願が優先審査を受けることができるようになりました。^{*1}

【全3頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

^{*1} LINK: <http://www.ipso.gov.uk/p-pn-fasttrack1>